

業務仕様書

1. 業務名

令和8年度久留米競輪場無料送迎バス運行委託業務

2. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

久留米競輪開催時に、下記「4. 運行区間」で観客送迎のためのバスを往復運行するもの。

また、市営 GⅢ開催時やGⅠ・GⅡ発売日等の多くの来場者が見込まれる日の最終レース終了後等に「4. 運行区間(1)」で臨時片道便を運行するもの。

運行日数は非開催日等を除いた年間260日の見込み。

※運行日数は、日程調整や制度改正、天災その他やむを得ない事由による中止等の要因により変動する場合がある。

4. 運行区間

- (1) JR久留米駅～西鉄久留米駅～久留米競輪場の間
- (2) 西鉄久留米駅～久留米競輪場の間

5. 運行内容

- (1) 使用車両 : 定員数が40～50名程度の路線バスまたは貸切バス
- (2) 1日当たりの使用台数 : 往復便1台
- (3) 運行時間 : 別紙「久留米競輪場無料送迎バス時刻表」による

※臨時片道便の運行は状況に応じて指示する。

6. 運行委託料

- (1) 1日あたりの往復便、臨時片道便を運行する金額（以下、「単価」という。）によるものとする。
- (2) 往復便の単価は、「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて（平成26年国自旅第628号）」に基づく貸切バスの年間契約額から算出すること。
- (3) 臨時片道便の単価は、標準運賃（時間・キロ併用制運賃）によって算出すること。

7. その他

- (1) 「JR久留米駅」、「西鉄久留米駅」及び「久留米競輪場」の各地点における1便毎及び1日毎の乗降者数を1か月単位で報告すること。
- (2) 請求は1ヶ月毎に行うものとし、市は適正な請求書を受理した日から30日以内に運行委託料を受託者へ支払うものとする。
- (3) 請求書には、開催日程、開催場の名称、レースグレード及び委託料（久留米競輪開催分と場外開催分で分けた集計および総計）が記載された明細書を添付すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者にて協議のうえ決定するものとする。